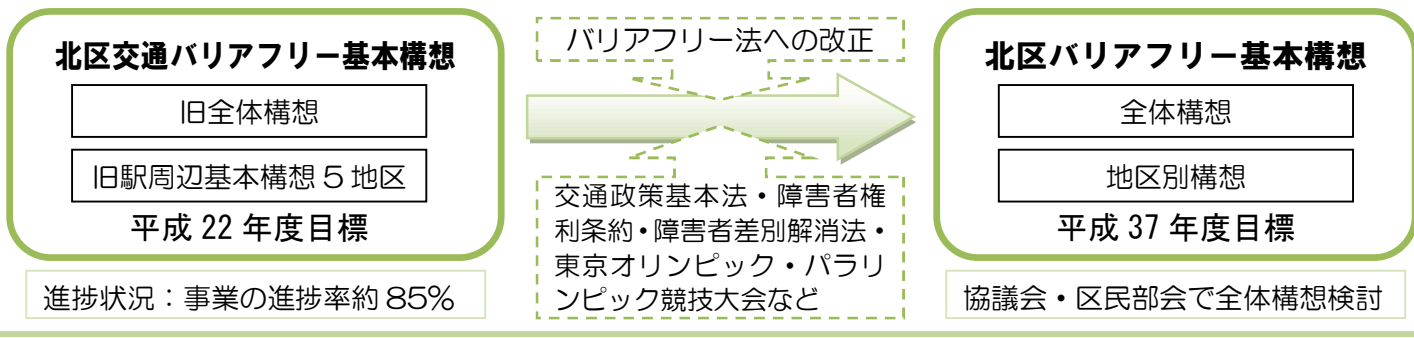


北区バリアフリー基本構想【全体構想】（案）概要版

※本基本構想で用いる「高齢者、障害者等」という表現について、法律の解説では「高齢者、障害者、妊産婦、けが人等」とされているが、乳幼児同伴者など、子育てをしている人も移動や施設の利用に制約があることから、交通政策基本法の趣旨も踏まえ、対象者として含めて今後の検討を進める。

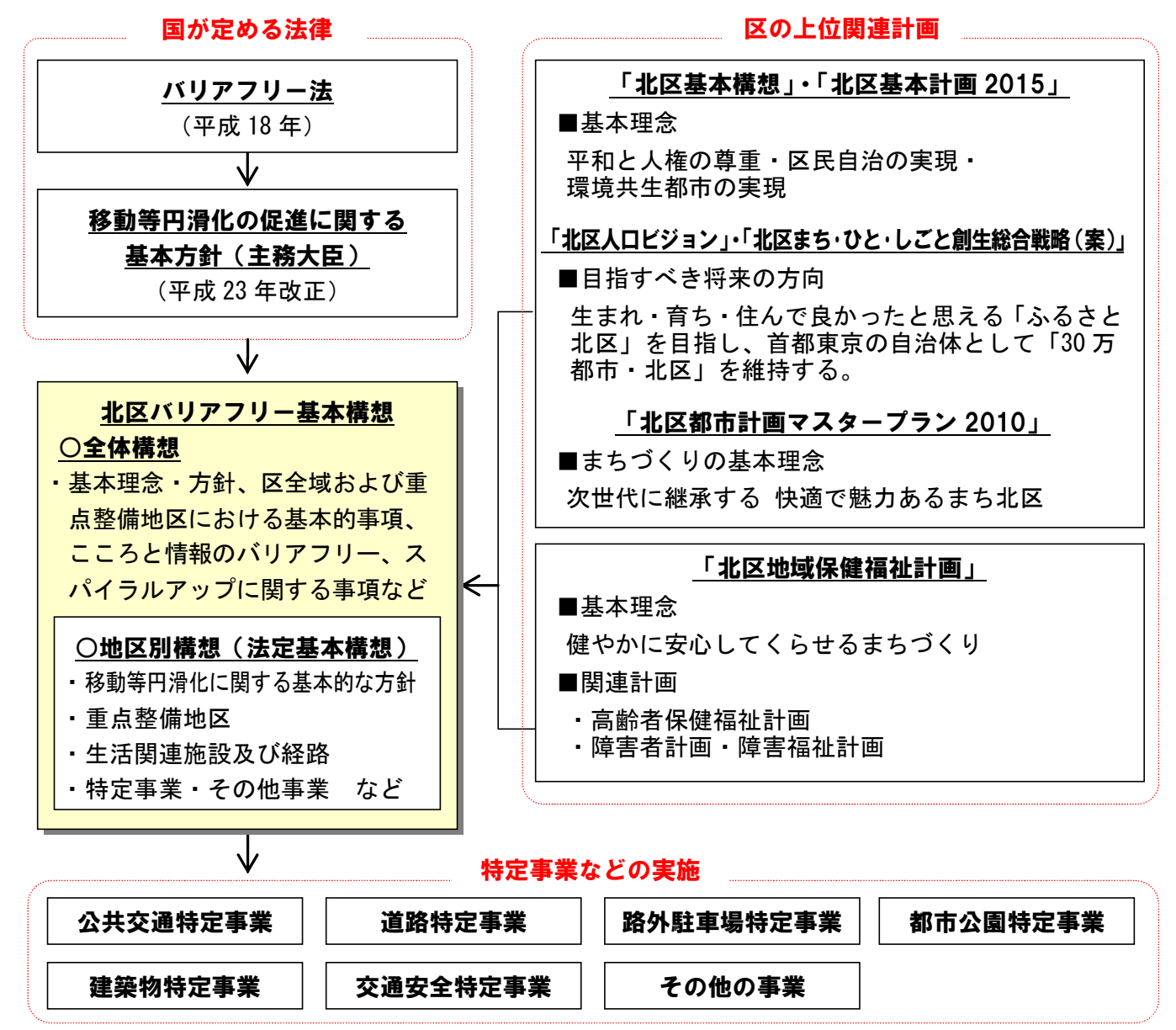
第1章 バリアフリー基本構想策定にあたって



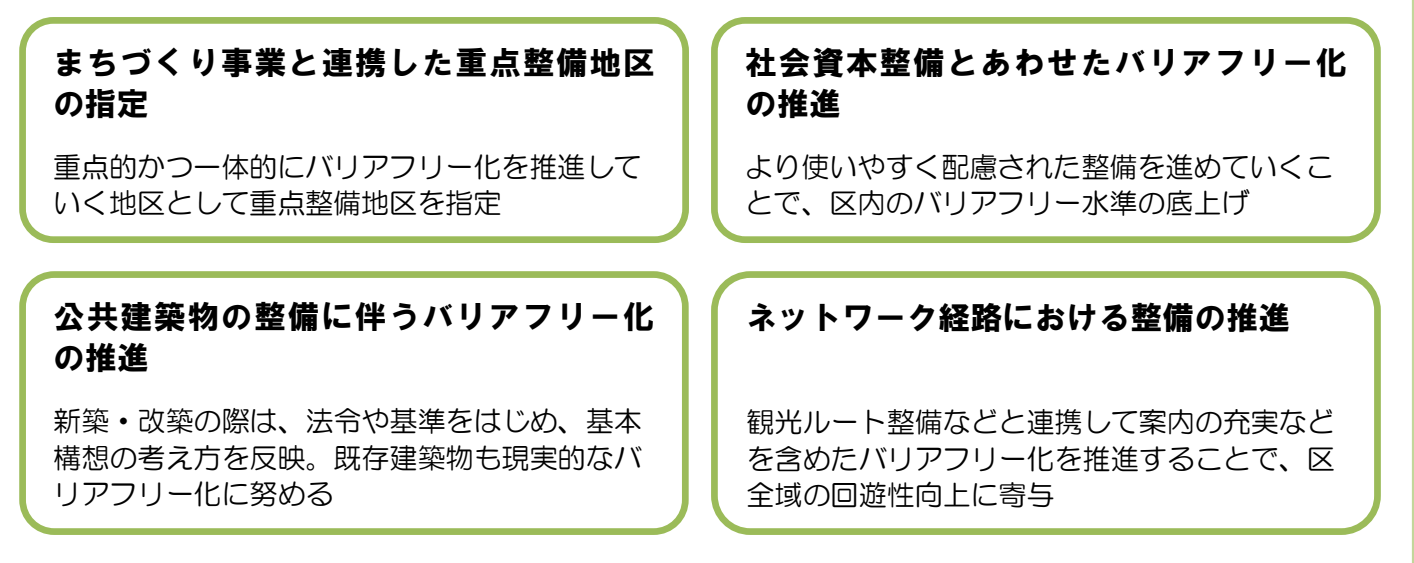
第2章 基本構想策定の基本方針



●基本構想の位置づけ



第3章 区全域におけるバリアフリー化の推進に関する事項



第4章 地区別構想に関する基本的な事項

重点整備地区指定の要件

- 配置要件：生活関連施設を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区
- 課題要件：生活関連施設及び生活関連経路について移動等円滑化のための事業が実施されることが特に必要な地区
- 効果要件：移動等円滑化のための事業が、総合的な都市機能の増進を図るうえで有効かつ適切な地区

重点整備地区指定の考え方

- すべての駅を重点整備地区の対象
- 生活関連施設・生活関連経路の配置状況や駅相互の徒歩圏の連担を考慮し、地区の実状などに応じて重点整備地区の範囲を判断
- 重点整備地区の範囲が隣接区に及び場合は、隣接区と協力し、事業を一体的に推進
- 重点整備地区の境界は明確に表示
- 効果的なまちづくりを推進する観点にも留意し総合的な観点から設定
- 生活関連施設・経路については、地区別構想で利用状況などを踏まえて設定

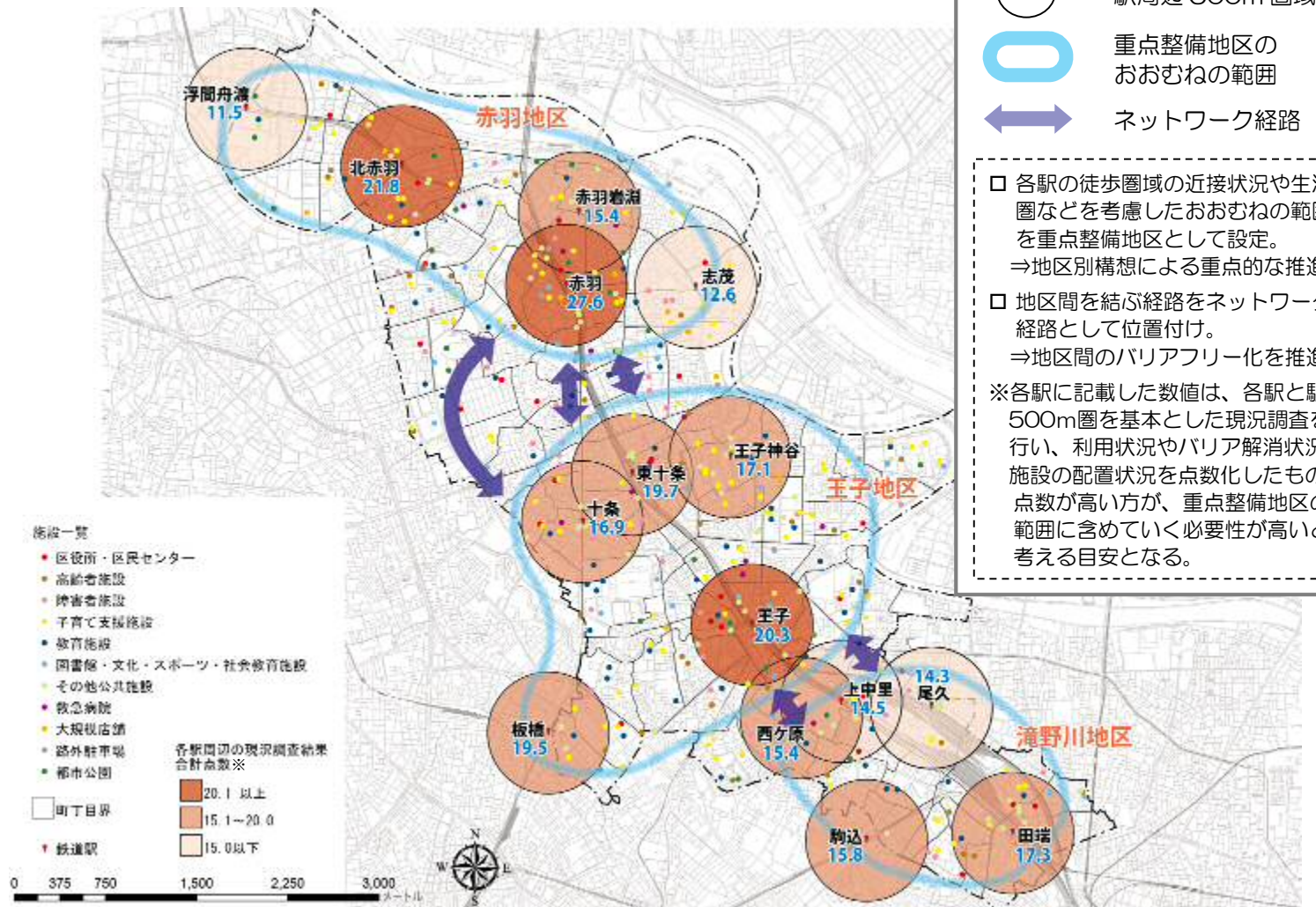
重点整備地区指定の調査

(駅周辺ごとに利用者、旅客施設整備、道路整備・地形条件、施設分布を調査)

重点整備地区	含まれる駅	基本構想策定に関する考え方
赤羽地区	浮間舟渡・北赤羽・赤羽・赤羽岩淵・志茂	<ul style="list-style-type: none"> ・「にぎわいの拠点」である赤羽駅周辺を中心に駅相互の利用を想定した地区設定 ・2ルート目の確保も見据えた、駅のバリアフリーの充実
王子地区	東十条・十条・王子神谷・王子・板橋	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基本構想の成果と課題を踏まえたスパイラルアップ ・障害者や乳幼児同伴者の利用の多さを考慮した事業設定
滝野川地区	上中里・西ヶ原・田端・駒込・尾久	<ul style="list-style-type: none"> ・旧基本構想の成果と課題を踏まえたスパイラルアップ ・「にぎわいの拠点」である田端駅周辺を中心に駅相互の利用を想定した地区設定 ・高低差解消の更なる推進

特定事業設定に関する留意事項：全特定事業共通・公共交通・道路・路外駐車場・都市公園・建築物・交通安全特定事業

●重点整備地区設定の考え方



- 駅周辺 500m 圏域
- 重点整備地区のおおむねの範囲
- ⇄ ネットワーク経路

- 各駅の徒歩圏域の近接状況や生活圏などを考慮したおおむねの範囲を重点整備地区として設定。
⇒地区別構想による重点的な推進
 - 地区間を結ぶ経路をネットワーク経路として位置付け。
⇒地区間のバリアフリー化を推進
- ※各駅に記載した数値は、各駅と駅500m圏を基本とした現況調査を行い、利用状況やバリア解消状況、施設の配置状況を点数化したもの。点数が高い方が、重点整備地区の範囲に含めていく必要性が高いと考える目安となる。

第5章 こころと情報のバリアフリーの推進

こころのバリアフリーの必要性

- ・国民の責務：理解を深める・施設の利用などを妨げない・移動及び施設の利用を手助けする
- ・行政機関や事業者：障害に対する正しい知識の取得や理解、建設的な対話による取組

情報・コミュニケーションのバリアフリーの充実

- ・視覚障害や聴覚障害などの情報障害への更なる対応
- ・ICT 技術などの発展による情報・コミュニケーションのバリアフリーの推進とあわせ、こころのバリアフリーと一体的に進める人による支援の充実

各主体による活動の推進

協議会

- ・協議会の場を活用した勉強会の実施
- ・施設設置管理者などへの提案
- ・イベントなどでの啓発活動

行政機関

- ・福祉教育の充実
- ・視覚障害者誘導用ブロック敷設地図などを活用した啓発
- ・ベビーカーマークなどの理解促進

施設設置管理者

- ・職員訓練の充実
- ・こころと情報・コミュニケーションのバリアフリーに留意した特定事業
- ・施設利用マナー啓発

利用者

- ・高齢者、障害者などへの理解・協力
- ・それぞれができる範囲でこころのバリアフリーを実践

など

第6章 基本構想の推進とスパイラルアップ

- ・特定事業計画の作成
- ・平成 32 年度には利用者参加で中間評価
- ・利用者への情報提供
- ・協議会の継続と年 1 回の進捗状況確認
- ・影響の大きい特定事業では計画・設計段階で意見交換
- ・協議会などを活用したこころのバリアフリーの推進

